（別紙）

環境教育体験活動優良事例の考え方

基本方針では、環境教育は体験活動により双方向型のコミュニケーションを通じて学びを深めていくことが特に重要であるとされている。その際、自分の世界と違った世界をつなぐことは、つながりの本質や、自分自身や社会等の新しい価値を発見する一助となり、心を動かす要因となる。また、その実践においては、「学ぶ側」が主体であること、学び合いを促進するファシリテーションを行うこと、感性を働かせて、自ら考えるプロセスを設けること、体験した場で自身の考えや学びの結果を共有し、振り返るプロセスを設けること、遊びや創造の要素があり、楽しいと感じられる内容であること、人の個性や多様性を尊重し、安心して参加できる環境を整えること、特定の結論や価値観に誘導しないよう留意することといった要素が求められる。

そのため、これらの要素を満たすなど、基本方針を踏まえた活動と認められる取組を優良事例とする。さらに、持続可能な社会づくりへの主体的な参加と、循環と共生という観点からの参加の意欲を育むための体験活動を促進することが重要であるとされていることに鑑み、次の要素（いずれかで可）が盛り込まれている取組を重視する。

- **参加者がこれまでにない気づきや感動を得られることにより、持続可能な社会づくりへの主体的な参加意欲を育む。**
- **地域資源を活用するなど地域の視点を持った取組を通じて、参加者が地域における人と環境との循環と共生を理解したり、地域間の交流を促したりするなど、「地域循環共生圏（※１）」の創造にも寄与する。**
- **実践に関わる者が、実践のねらいを具体化したり、実践による効果を可視化したりするなど、改善につなげている。**

なお、環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」（※２参照）として認定済の案件については、本募集の対象外とする。

※１　地域循環共生圏

第五次環境基本計画（平成 30 年４月閣議決定）に掲げられた考え方で、国全体で持続可能な社会を構築するには、各々の地域が持続可能であることが必要であることから、各地域がその特性をいかした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生対流し、より広域的なネットワークを形成し、補完し支え合うというもの。

※２　環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」認定制度

民間の土地・建物の所有者等がその土地・建物を自然体験活動などの体験活動の場として提供する場合に、申請に基づき都道府県知事等の認定を受けることができる制度。
https://edu.env.go.jp/system.html